

議案に対する質疑

「議案に対する質疑」とは、議会上に上程された議案について質疑を行うことであり、賛否の意思決定をするために、議案の提出者に対し、説明や考えを求めめるものです。

今期定例会においては、四人の議員によって議案に対する質疑が行われました。

永沼正人議員

議案第百五号 羽生市産業文化ホールの指定管理者の指定について

(質問)

・文化ホールの指定管理者に(財)地域振興センターを指定する合理的理由はなにか。

また、指定管理者制度の導入によりどの程度の経費が削減でき、住民サービスがどのように向上するのか。

(答弁)

・(財)地域振興センターは、平成六年から文化ホールの管理運営を受託している。

そのため、当財団がこれまでに蓄積してきた施設運営の専門性やノウハウなどの経営資源を有効活用することにより、文化ホールの設置目的を

効果的かつ効率的に達成できるものと判断し、指定するものである。

また、経費削減については、財団から三年間で八十七万円の削減案が提出されており、この経費内容を精査し、予算編成に取り組むとともに、住民サービスについては、開館日、閉館時間などについて、管理に支障のない範囲で利用者の要望に添えるよう柔軟に対応していきたい。

その他の質疑

・議案第九十三号 平成十七年度羽生市一般会計補正予算第七号

藤倉宗義議員

議案第百四号 羽生市児童手当支給条例を廃止する条例

(質問)

・現在の手当の支給状況と廃止を決定するに至った経緯について伺いたい。

(答弁)

・羽生市児童手当は、市の単独事業として、義務教育終了前までの児童を四人以上養育し、所得制限により児童手当法による児童手当を受けていない方に第四子目以降の児童一人につき月額千円を支給するものである。

平成十三年度は十九世帯で二十四万二千円、十四年度は十七世帯で二十四万円、十五年度は十六世帯で二十二万六千円、十六年度は九世帯で十三万五千円と年々対象者が減少している状況である。

本制度の廃止を決めた背景には、事務事業の見直しがあり、児童手当の支給対象年齢や乳幼児医療の対象年齢の引き上げなどにより子育て支援策の充実に図られていることから、最終的に羽生市行政改革推進本部で廃止の方向づけがされたものである。

その他の質疑

・議案第九十三号 平成十七年度羽生市一般会計補正予算第七号

・議案第九十六号 平成十七年度羽生市中小企業従業員退職金等共済事業特別会計補正予算第一号

蜂須直巳議員

議案第百号 羽生市事務手数料徴収条例の一部を改正する条例及び

議案第百一号 羽生市給水条例の一部を改正する条例

(質問)

本二条例の改正により手数料を値上げした場合、どの程度の増収になるのか。

住民票等の発行手数料について、自治体間の料金バランスに問題はないのか。

今回改正する予定の手数料以外の料金改定についての見解はどのようか。

(答弁)

平成十六年度の実績から、件数を算定すると、約四百万円の増収が見込まれる。

県内全市の状況は、住民票の発行手数料を例にすると、三百円が一市、二百円が十八

市、百五十円が十七市、百円が二市となっており、本市は百五十円から二百円に値上げ

するものである。

行田市、熊谷市、鷲宮町が二百円であることから、料金バランスに問題はないと考えている。

昨年の自主・自立委員会において、手数料、使用料の見直しの提言を受けていること、また、自主財源確保の観点から、すべての手数料、使用料、負担金について、見直しを行っているところである。

今後は、施設の使用料、緊急保育料、住民検診などの負担金についても受益者負担の観点から検討を進めていきたいと考えている。

落合信夫議員

議案第百二号 羽生市農業委員会選挙による委員定数条例の一部を改正する条例

(質問)

・農業委員の定数を削減する大きな理由はなにか。また、他の市町村の状況はどのようか、併せて伺いたい。

(答弁)

・平成十六年に農業委員会等に関する法律が改正され、下限定数を廃止し、市町村が地